

第 13 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 3 年 7 月 26 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 5 時 00 分開会 午後 6 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 12 人
1 番 寺崎秀子 2 番 小野寺昭一 4 番 佐藤美頭雄 5 番 斉藤哲子
6 番 開澤 克明 7 番 山崎禎彦 8 番 鈴木英博 9 番 松田直人
11 番 北村浩光 12 番 西永 和美 13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 3 番 坂上 修、10 番 相澤峰基
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 13 番 舟根 禎、1 番 寺崎秀子
- 9 議事内容
報告第 1 号 使用貸借の解約の通知について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第13回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は12名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、13番委員、1番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「使用貸借の解約の通知について」が報告事項ですので、事務局から説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「使用貸借の解約の通知について」です。
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。
議案3頁、4頁をご覧ください。
番号が2番、3番の2件でございます。
2番については、貸主の営農再開に伴う解約、3番については、売買による解約となっております。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。
- 報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 続きまして、日程第3議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案6頁をご覧ください。
議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。
合意解約通知の受理に伴い、合意解約による貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。
議案は7頁、8頁をご覧ください。
番号が33番から39番までの7件の通知を受理しております。
合意解約の理由については、それぞれ、備考欄に記載のとおりでございます。
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、33番については、解約日が7月8日で引渡し時期が7月26日、37番については、解約日が7月16日で引渡し時期が11月30日、残りの案件が、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第4議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は11頁、12頁をご覧ください。

番号が2番で1件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

この案件につきましては、6月25日開催の第12回定例会で、農地集積、集約困難な農地として下限面積を引き下げた畑の所有権移転の申請でございます。

譲受人は、隣接する宅地に居住する父と農地を管理する計画となっております。

位置図は、説明資料の1頁に載せてありますのでご確認願います。

農地法第3条の許可要件については、説明資料の2頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしていると判断をしました。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は
挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」
を議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案14頁をご覧ください。
議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計
画を定めることについて審議を求めるものでございます。
議案は15頁、16頁をご覧ください。
番号が3番の1件でございます。
売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面
積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経
営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し
の時期は議案の記載のとおりです。
位置図は、別冊、説明資料の3頁に、調査書は、4頁に載せてありますの
で併せてご確認願います。
あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足
説明をお願いします。

議長 3番です。
あっせん期間が7月14日から16日まで、あっせん回数3回で成立して
います。
総額21,000,000円で成立しています。

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終
わりましたので審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお
願います。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認
めると決定しました

議長 続きまして、日程第6議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」
を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 18 頁をご覧ください。
議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。
議案が 19 頁、20 頁をご覧ください。
番号が 46 番から 51 番までの 6 件でございます。
全てが新規の契約でございます。
利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。
位置図は、別冊、説明資料の 5 頁から 9 頁まで、調査書が 10 頁から 15 頁までに載せてありますので併せてご確認願います。
説明は以上です。

議長 それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました
日程については以上になります。
その他に入ります。

局長 議案 21 ページその他の次回の定例会についてです。
次回、第 14 回の日程ですが 8 月 25 日（水）の 17 時 00 分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、8 月 25 日（水）の 17 時 00 分からでお願いします。
局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

議長 それでは、以上をもって第 13 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。